

別紙 1

表 1 - 1 サービス別加算率

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
宿泊型自立訓練	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援（養成施設）	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援（※）	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	12.5%		9.9%	8.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	12.5%		9.9%	8.1%
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6.9%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6.9%

※ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援をいう。

表 1 - 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

表 2-1 処遇改善加算 I~IV の算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件 I	②月額賃金改善要件 II	③キャリアアップ要件 I	④キャリアアップ要件 II	⑤キャリアアップ要件 III	⑥キャリアアップ要件 IV	⑦キャリアアップ要件 V	⑧職場環境等要件		
	処遇改善加算 IV の 1/2 以上の月額賃金改善	旧ペア加算相当の 2/3 以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件 (440万円 一人以上)	配置等要件	区分ごとに 1 以上の取組 (生産性向上は 2 以上)	区分ごとに 2 以上の取組 (生産性向上は 3 以上)	HP 掲載等を通じた見える化 (取組内容の具体的記載)
福祉・介護職員等処遇改善加算 I	—	(○)	○	○	○	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 II	—	(○)	○	○	○	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 III	—	(○)	○	○	○	—	—	○	—	—
福祉・介護職員等処遇改善加算 IV	—	(○)	○	○	—	—	—	○	—	—

注 (○) は令和 7 年 3 月時点で処遇加算 V(2), (4), (7), (9) 及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件

表 2-2 (参考) 令和 6 年度中に経過措置区分として算定可能だった加算 V の算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件 I	②月額賃金改善要件 II	③キャリアアップ要件 I	④キャリアアップ要件 II	⑤キャリアアップ要件 III	⑥キャリアアップ要件 IV	⑦キャリアアップ要件 V	⑧職場環境等要件		
	処遇改善加算 IV の 1/2 以上の月額賃金改善	旧ペア加算相当の 2/3 以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件 (8万円 又は 440万円 一人以上)	配置等要件	職場環境全体で 1	職場環境 3 つの区分を選択し、それぞれ 1	HP 掲載等を通じた見える化
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (1)	—	—	○	○	○	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (2)	—	—	○	○	—	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (3)	—	—	○	○	○	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (4)	—	—	○	○	—	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (5)	—	—	○	○	—	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (6)	—	—	○	○	—	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (7)	—	—	どちらか 1 つを実施		—	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (8)	—	—	○	○	○	—	—	○	—	—
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (9)	—	—	どちらか 1 つを実施		—	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (10)	—	—	どちらか 1 つを実施		—	○	○	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (11)	—	—	○	○	—	—	—	○	—	—
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (12)	—	—	どちらか 1 つを実施		—	○	—	—	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (13)	—	—	どちらか 1 つを実施		—	—	—	○	—	—
福祉・介護職員等処遇改善加算 V (14)	—	—	どちらか 1 つを実施		—	—	—	○	—	—

注 令和 7 年度は加算 V のいずれの区分も算定不可。

表3 処遇改善加算Ⅰ～Ⅳと旧ベースアップ等加算の比率（月額賃金改善要件Ⅱ）

サービス区分	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率との比			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅳ
居宅介護	10.7%	11.1%	12.9%	16.4%
重度訪問介護	13.1%	13.7%	16.4%	20.5%
同行援護	10.7%	11.1%	12.9%	16.4%
行動援護	11.7%	12.2%	14.4%	18.1%
重度障害者等包括支援	20.1%		27.7%	32.6%
生活介護	13.5%	13.7%	16.4%	20.0%
施設入所支援	17.6%		20.2%	24.3%
短期入所	17.6%		20.2%	24.3%
療養介護	20.4%	20.7%	24.1%	28.2%
自立訓練（機能訓練）	13.0%	13.4%	18.3%	22.5%
自立訓練（生活訓練）	13.0%	13.4%	18.3%	22.5%
宿泊型自立訓練	13.0%	13.4%	18.3%	22.5%
就労選択支援	12.6%	12.8%	15.1%	18.8%
就労移行支援	12.6%	12.8%	15.1%	18.8%
就労移行支援（養成施設）	12.6%	12.8%	15.1%	18.8%
就労継続支援A型	13.5%	13.8%	16.4%	20.6%
就労継続支援B型	13.9%	14.2%	17.1%	20.9%
就労定着支援	12.6%		15.1%	18.8%
自立生活援助	12.6%	12.8%	15.1%	18.8%
共同生活援助（介護サービス包括型）	17.6%	18.0%	20.3%	24.7%
共同生活援助（日中サービス支援型）	17.6%	18.0%	20.3%	24.7%
共同生活援助（外部サービス利用型）	12.3%	12.5%	13.5%	17.1%
児童発達支援	15.2%	15.6%	16.9%	20.8%
医療型児童発達支援（※）	11.3%	11.5%	12.2%	15.5%
放課後等デイサービス	14.9%	15.2%	16.5%	20.4%
居宅訪問型児童発達支援	15.5%		16.9%	20.8%
保育所等訪問支援	15.5%		16.9%	20.8%
福祉型障害児入所施設	18.0%	18.3%	22.6%	26.9%
医療型障害児入所施設	19.8%	20.3%	25.6%	29.9%
障害者支援施設が行う生活介護	10.8%		13.0%	16.4%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	14.4%		18.1%	22.2%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	14.4%		18.1%	22.2%
障害者支援施設が行う就労移行支援	12.1%		14.6%	18.3%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	12.3%		14.9%	18.8%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	12.5%		15.1%	18.8%

※ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援をいう。

表4 職場環境等要件

入職促進に向けた取組	<p>① 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</p> <p>② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</p> <p>③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）</p> <p>④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施</p>
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<p>⑤ 働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等</p> <p>⑥ 研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入</p> <p>⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入</p> <p>⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保</p>
両立支援・多様な働き方の推進	<p>⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</p> <p>⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</p> <p>⑪ 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる</p> <p>⑫ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる</p> <p>⑬ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮</p>
腰痛を含む心身の健康管理	<p>⑭ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p> <p>⑮ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p> <p>⑯ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施</p> <p>⑰ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	<p>⑱ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している</p> <p>⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている</p> <p>⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</p> <p>㉑ 業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入</p> <p>㉒ 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入</p> <p>㉓ 業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う</p> <p>㉔ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施</p>
やりがい・働きがいの構成	<p>㉕ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p> <p>㉖ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</p> <p>㉗ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p> <p>㉘ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>

表5 専門的な技能を有すると認められる職員例

研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能士、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	相談支援従事者研修修了者
	社会福祉主事
	教員免許保有者
	など